

# 父子・母子家庭の方や

## 障がいのある児童を養育しておられる方へ

次の制度がありますので、ご活用ください。

### 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育している母親または父親、あるいは父もしくは母にかわってその児童を養育している方の自立を助けるために、支給される手当です。児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで支給されます。

### 支給対象外となる場合

・児童や、父もしくは母、または養育者の住所が国内にないとき



・児童または父・母・養育者が公的年金（老齢福祉年金を除く）や遺族補償等を受けることができないとき

・児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（通園施設を除く）に入所しているとき  
・児童が父または母の配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）に養育されているとき

### 児童扶養手当支給額 （※全部支給の場合）

月額	
対象児童1人	41,430円
対象児童2人	46,430円
対象児童3人目からは、	
1人につき	3,000円加算

※手当を受ける方、または同居されている親族等の所得に応じて、全部支給、一部支給、支給停止となります。

### 現況届について

受給資格者は毎年8月1日から8月31日の期間に現況届の提出が必要です。未提出のまま2年経過すると受給資格がなくなりますので必ず提出してください。

### 特別児童扶養手当

身体または精神に、政令で認められる程度の障害のある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

### 支給対象外となる場合

・児童や、父もしくは母、または養育者が国内に住所がないとき  
・支給対象児童が、障害を事由に年金を受け取ることができるとき

### 特別児童扶養手当支給額 （※対象児童1人につき）

月額	
障害が1級の場合	50,400円
障害が2級の場合	33,570円

きるとき

・支給対象児童が、児童福祉施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設等（通園・通所施設は除く）に入所しているとき

※手当を受ける方、または同居されている親族等の所得により支給されない場合があります。

### 所得状況届について

受給資格者は毎年8月11日から9月10日の期間に所得状況届の提出が必要です。未提出のまま2年経過すると受給資格がなくなりますので必ず提出してください。

### ◆問い合わせ先

福祉介護課  
☎0859・54・5207

## 不法電波は 犯罪です

電波は、テレビ、ラジオ、携帯電話や無線LANといった私たちの身近なものから、航空、船舶、消防・救急、警察などの重要な無線通信まで幅広く利用されています。

これらで利用されている無線通信に種々の混信・妨害が発生しており、その原因の多くは不法無線局（免許を受けないで不法に開設された無線局）から発射される電波によるものです。

不法電波は犯罪です。私たちの暮らしを守り、電波を安心して利用できるように、不法無線局をなくしましょう。

